（証券コード　6965）
平成28年11月24日

株　主　各　位

静岡県浜松市東区市野町1126番地の１
浜松ホトニクス株式会社
取締役社長　晝　馬　　明

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、**当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成28年12月15日（木曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1.　日　時　平成28年12月16日（金曜日）午前10時

2.　場　所　静岡県浜松市中区板屋町111番地の１
アクトシティ浜松　中ホール

3.　目的事項

報告事項
1. 第69期（平成27年10月１日から平成28年９月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第69期（平成27年10月１日から平成28年９月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　監査役４名選任の件

4. その他議決権行使に係る事項

⑴ 書面により議決権を行使される場合には、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年12月15日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

⑵ 電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合には、36頁記載の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、平成28年12月15日（木曜日）午後５時までに議案に対する賛否をご入力ください。

⑶ 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

⑷ 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

⑸ 電磁的方法（インターネット等）と議決権行使書面の両方で議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）の行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

⑹ 株主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様１名に委任することができます。この場合は、株主様ご本人の議決権行使書とともに、代理権を証する書面をご提出ください。

以　上

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

2．本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.hamamatsu.com/ja/ir/index.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

3．株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（http://www.hamamatsu.com/ja/ir/index.html）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年10月 1 日から
平成28年 9 月30日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

⑴ 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善し、個人消費も総じて底堅く推移するなど一部に回復基調が見られました。しかしながら、新興国経済の減速による輸出や生産の伸び悩みに加え、期を通じて円高が進行するなど、厳しい状況の中で推移いたしました。

このような状況におきまして、当社グループは、生産能力の増強や開発力の強化に向けた設備投資を継続するとともに、独自の光技術の向上を図り、顧客ニーズに対応した高付加価値製品の開発を継続することで、売上高、利益の確保に努力してまいりました。

なお、当連結会計年度の業績につきましては、国内売上げは減少いたしましたものの、海外売上げが増加いたしました結果、売上高は121,852百万円と前期に比べ1,160百万円（1.0%）の増加となりました。一方、利益面につきましては、経常利益は20,050百万円と前期に比べ4,607百万円（18.7%）減少し、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても14,419百万円と前期に比べ2,178百万円（13.1%）の減少となり、遺憾ながら増収減益となりました。

次に、事業区分別・品目別の概況につきましてご報告申しあげます。

<電子管事業>

「光電子増倍管」

光電子増倍管は、バイオ分野で用いられるレーザスキャン顕微鏡向けがその高感度を評価されて売上げを伸ばしました。しかしながら、長引く油田開発投資の低迷により計測分野における油田探査装置向けの売上げが大幅に減少したほか、医用分野における血液分析などの検体検査装置向けの売上げも顧客の在庫調整の影響を受け減少いたしました結果、光電子増倍管の売上げは減少いたしました。

「イメージ機器及び光源」

イメージ機器及び光源は、重水素ランプの売上げが、アジア地域における環境分析向けの需要の高まりを受けて増加いたしました。しかしながら、医用分野におきまして、X線画像を可視像に変換するX線シンチレータの売上げが減少いたしました。また、産業分野における、シリコンウェハを高速・高品位に切断するステルスダイシングエンジンや大型パネルを高精度に接着するUV-LED光源の売上げも設備投資抑制の影響を受け減少いたしました結果、イメージ機器及び光源の売上げは減少いたしました。

以上の結果、光電子増倍管、イメージ機器及び光源をあわせました電子管事業といたしましては、売上高は45,608百万円と前期に比べ6.4%の減少となりました。

<光半導体事業>

「光半導体素子」

光半導体素子は、主力のシリコンフォトダイオードが、顧客ニーズに的確に応えている点などを評価され、米国における医用装置向けを中心に引続き好調に推移したほか、フラットパネルセンサも歯科用を中心に堅調に推移いたしました。また、産業分野におきまして、自動車の車内ネットワーク通信用のフォトICが欧州において売上げを伸ばしたほか、手荷物検査用シリコンフォトダイオードの売上げも増加いたしました結果、光半導体素子の売上げは増加いたしました。

この結果、光半導体事業といたしましては、売上高は55,592百万円と前期に比べ7.0%の増加となりました。

<画像計測機器事業>

「画像処理・計測装置」

画像処理・計測装置は、生命科学やバイオ分野で用いられるデジタルカメラが、顧客の在庫調整等の影響を受け売上げが減少いたしました。しかしながら、半導体故障解析装置が広視野における高解像度・高感度に加え用途に合わせて多様な解析が可能な点を評価され、アジア地域を中心に引続き好調に推移いたしました。また、X線ラインセンサカメラが食品検査用を中心に堅調に推移いたしました。

この結果、画像計測機器事業といたしましては、売上高は16,352百万円と前期に比べ0.9%の増加となりました。

〔事業区分別・品目別売上高〕

事業区分	品目		第69期 (27.10～28.9)	第68期 (26.10～27.9)	増減	
			金額	金額	金額	比率
電子管事業	光電子増倍管	国内	4,202百万円	4,433百万円	△231百万円	△5.2%
		海外	20,215	22,251	△2,035	△9.1
		計	24,417	26,684	△2,267	△8.5
	イメージ機器及び光源	国内	7,483	8,096	△612	△7.6
		海外	13,706	13,925	△218	△1.6
		計	21,190	22,021	△831	△3.8
	小計	国内	11,685	12,529	△844	△6.7
		海外	33,922	36,176	△2,254	△6.2
		計	45,608	48,706	△3,098	△6.4
光半導体事業	光半導体素子	国内	17,334	17,375	△41	△0.2
		海外	38,258	34,569	3,689	10.7
		計	55,592	51,944	3,648	7.0
画像機器事業	画像処理・計測装置	国内	5,442	5,231	211	4.0
		海外	10,909	10,969	△60	△0.5
		計	16,352	16,201	150	0.9
その他事業		国内	1,795	2,101	△305	△14.5
		海外	2,503	1,737	765	44.1
		計	4,299	3,839	460	12.0
合計		国内	36,258	37,238	△979	△2.6
		海外	85,593	83,452	2,140	2.6
		計	121,852	120,691	1,160	1.0

次に研究開発の状況につきましてご報告申しあげます。

<基礎研究分野>

医療の分野におきまして、当社で開発した定量位相差顕微鏡技術を応用し、血液中のがん細胞撮像技術の開発を進めております[1]。がんの病状が進行すると、がん細胞の一部が血液等の流れにのって体内を循環し、離れた臓器に到達することによってがんの転移が起こります。当社は、血液中に循環しているがん細胞に着目し、定量位相差顕微鏡技術を応用して、このがん細胞を非染色・非破壊で計測する三次元像撮影の基本技術を確立いたしました。この技術は細胞へのダメージが少なく、生きたままがん細胞を選別・回収できると考えられております。また、組織に針を刺して細胞を採取するのではなく、採血のみでがん病巣の存在やがんの状態の検査を可能にします。これらにより、がんの早期診断や術後再発の危険性の予測、治療中の病勢の評価、抗がん剤の感受性の予測等を患者ごとに行うテーラーメード医療への貢献が期待されます。

また、これまで進めてまいりました脳梗塞などの原因となる血栓をレーザで溶解する「レーザ血栓溶解治療システム[2]」の開発段階が終了し、次の検証段階に入りました。本システムは、光ファイバが内蔵されたマイクロカテーテルを患者の大腿部の血管から挿入し、目的とする脳血栓まで到達させ、レーザを照射することにより血栓を溶解し、血流を再開通させるものです。本システムに用いているレーザは、血栓だけを選択的に溶解できる波長に調整されているため、血管を傷つける危険性がないことがこれまでの動物実験で確認され、従来の薬剤や機械的除去による方法に比べ、出血などの副作用のリスクを最小限に抑えることができます。今後、急性期脳梗塞患者における安全性と有効性を確認するため、浜松医療センターが実施する医師主導治験に機器を提供し、さらなる結果の検証を進め、早期の実用化を目指してまいります。

光情報処理の分野におきましては、空間に立体像を浮かびあがらせることを可能とする当社独自の小型光源デバイス「iPMSEL」の研究を進めております。従来、空間に画像を描画するためには、発光素子に加えてレンズや可動ミラー等の光学部品が必要でした。新たに開発した「iPMSEL」は、当社の微細加工技術を用いて実現した光学部品の機能を融合した発光素子であり、この度、素子単体から文字・写真などの二次元パターンを直接出力することに成功いたしました。本成果により、空間への自然な三次元立体像の描画に必要とされる素子の集積化が可能となります。今後も研究を推進し、二次元動画及び三次元立体像の出力を目指してまいります。

---

1 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の平成28年度医療分野研究成果展開事業「先端計測分析技術・機器開発プログラム」にて、実施しています。

2 本研究の一部は国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」の支援によって行われました。

＜開発分野＞

小型・高感度な紫外域用光電子増倍管アッセンブリ

近年、急速な工業化が進む新興国におきましては、主要汚染物質である重金属類の大気や河川等への排出による環境汚染が深刻な社会問題となっております。この重金属等の濃度測定の手法の一つとして原子蛍光分析がありますが、現地での測定の要求も増えているため装置の小型化・可搬化が望まれております。この度、従来型装置に検出器として組み込まれている光電子増倍管を大幅に小型化し、動作回路を一体化したアッセンブリを開発いたしました。本製品は、小型なうえに振動に強い構造を有しているため、携帯可能な小型装置への組み込みが可能です。さらに、原子蛍光分析に求められる紫外域に特化した感度特性を実現したことで、より微量な環境汚染物質の検出も可能となりました。

薄型タイプミニ分光器

分光分析とは、物質が放射するあるいは吸収する光の種類や性質を調べて、その物質の成分を検出する化学分析手法で、産業、医療、環境分析、食品などの様々な分野で用いられています。当社では、屋外などの計測現場において使用する小型で持ち運び可能な分光分析器向けのミニ分光器を開発販売しておりますが、この度、CCDイメージセンサと同程度の高感度を有する当社製CMOSイメージセンサを搭載したミニ分光器を開発いたしました。本製品は、高性能を維持しつつ大幅な薄型化及び低消費電力を実現しております。本製品を分光分析器に組み込むことで、セキュリティ、食品等の成分分析、LED照明等の色測定など多様な用途への利用が可能となり、産業の発展に寄与するものと期待されております。

高速・高精度なX線TDIカメラ

高速かつ高精度な非破壊検査を実現するX線TDIカメラを新たに開発いたしました。近年、各種製品の安全性や信頼性の確保のため全数検査が行われるようになっており、非破壊検査用カメラの処理速度の向上が求められております。この度、当社が開発したX線TDIカメラは、当社製カスタムセンサを搭載することで高感度かつ高解像度を維持しつつ従来製品に比べ2.5倍の高速化を実現しております。また、双方向読み出しに対応することで被検査物の効率的な撮像を可能とするとともに、構成部品の最適化によりX線耐性を向上させました。今後もさらなる高機能化を実現し、新しいアプリケーションや高付加価値製品への投入を目指してまいります。

このように、長年にわたり培ってきた当社グループ独自の光技術を駆使し、バイオ、医療、情報、通信、エネルギー、物質、宇宙・天文、農業等の分野において、新しい知識、新しい産業の創成を目指した基礎研究を推し進めるとともに、新製品の開発及び既存製品の高機能化・高付加価値化を目指した開発を行っております。

なお、当連結会計年度の研究開発費は11,873百万円と前期に比べ2.2％増加いたしました。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、生産能力の増強や開発力の強化などを目的として、総額9,315百万円の設備投資を行いました。事業区分別の設備投資額は、電子管事業3,297百万円、光半導体事業3,687百万円、画像計測機器事業579百万円、その他1,750百万円であります。

⑶ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社グループを取りまく経営環境につきましては、新興国経済の減速や英国のＥＵ離脱問題などの不透明な世界情勢に加え、円高の進行による企業業績への影響が懸念されるなど、景気の先行きは依然として予断を許さない状況が続くものと認識しております。

このような中、医療、産業分野などにおける光技術の応用範囲は年々拡大の一途を辿っており、今や光技術は最先端科学技術の発展のみならず、社会生活の向上に欠かすことのできない基盤技術の一つとなっております。その一方で、光の本質は未だ未解明の部分が多く、光の応用分野は無限に広がっており、光技術の世界的リーディングカンパニーとして今後当社が果たすべき役割はますます大きくなるものと考えております。

当社グループは、様々な分野で高まる光技術への要望に迅速かつ的確に応えるため、国内外のグループ体制の連携強化を図るとともに、次世代の製品開発を担う研究開発投資や設備投資を積極的に推し進め、将来にわたる持続的かつ安定的な高収益体制の構築を目指してまいります。

当社グループといたしましては、創業以来培ってきたベンチャー精神を忘れず、現状に満足することなくイノベーションを生み出すことに注力してまいります。そして、中長期的なビジョンのもと高付加価値製品を提供し続けることで業容を拡大し、株主の皆様の期待に応えるとともに産業・社会の発展に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、これまで以上のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分＼期別	第66期 (24.10～25.9)	第67期 (25.10～26.9)	第68期 (26.10～27.9)	第69期 (27.10～28.9)
売上高（百万円）	102,156	112,092	120,691	121,852
経常利益（百万円）	17,883	22,531	24,658	20,050
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	11,529	15,155	16,598	14,419
１株当たり当期純利益	143円41銭	188円52銭	103円23銭	90円23銭
総資産（百万円）	198,278	215,412	226,179	217,300
純資産（百万円）	154,385	168,815	180,770	169,716
１株当たり純資産額	1,913円98銭	2,093円11銭	1,120円38銭	1,075円31銭

（注）1. １株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。また、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目名称を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
3. 第68期につきましては、期中に１株につき２株の割合にて株式分割を行っておりますが、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算定しております。
4. 銭未満は四捨五入しております。

⑹ 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ホトニクス・マネージメント・コーポ	33,521千 米ドル	% 100.0	持株会社
浜松光子学商貿（中国）有限公司	50,000千 中国元	100.0	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置の販売
ハママツ・ホトニクス・ドイチュラント・ゲー・エム・ベー・ハー	2,000千 ユーロ	100.0	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置の販売
ハママツ・ホトニクス・フランス・エス・ア・エール・エル	1,136千 ユーロ	100.0	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置の販売
ハママツ・ホトニクス・イタリア・エス・アール・エル	728千 ユーロ	100.0	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置の販売
台湾浜松光子学有限公司	30,000千 台湾ドル	100.0	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置の販売
ハママツ・ホトニクス・ユー・ケイ・リミテッド	400千 英ポンド	100.0	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置の販売
株式会社　光　　素	85,000千 円	100.0	光源の製造
ハママツ・ホトニクス・ノルデン・エイ・ビー	2,700千 スウェーデンクローネ	100.0	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置の販売
ハママツ・ホトニクス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ベー・ハー	200千 ユーロ	100.0	欧州における販売促進
北京浜松光子技術股份有限公司	200,000千 中国元	94.0	光電子増倍管等の製造販売

会　　社　　名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
高丘電子株式会社	98,000千円	88.6%	光電子増倍管の製造
浜松電子プレス株式会社	95,000千円	72.1	電子部品、金型の製造
株式会社磐田グランドホテル	480,000千円	57.1	ホテル事業
浜松光子学科学儀器（北京）有限公司	5,000千中国元	[100.0]	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置の販売
浜松光子医療科技（廊坊）有限公司	5,000千中国元	＜100.0＞	医療機器及び関連製品の製造販売
ハママツ・コーポレーション	426千米ドル	(100.0)	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置の販売

（注）1. 出資比率の［　］内の数字は間接所有比率であり、浜松光子学商貿（中国）有限公司が所有するものであります。
2. 出資比率の＜　＞内の数字は間接所有比率であり、北京浜松光子技術股份有限公司が所有するものであります。
3. 出資比率の（　）内の数字は間接所有比率であり、ホトニクス・マネージメント・コーポが所有するものであります。
4. 台湾浜松光子学有限公司は、増資を実施した結果、資本金が増加しております。

⑺ 主要な事業内容（平成28年９月30日現在）

当社グループは、光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置等の光関連製品の製造、販売を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおります。

主要製品又は事業内容は次のとおりであります。

事業区分	品　目	主要製品又は事業内容
電子管事業	光電子増倍管	光電子増倍管、光電子増倍管モジュール、ハイブリッドフォトディテクタ、光電子増倍管アクセサリ、電子増倍管、イメージインテンシファイア、高速ゲートイメージインテンシファイアユニット、光電管、微弱発光計数装置、紫外線積算光量計、イムノクロマトリーダ、光学式ピンホール検査ユニット、高速蛍光体、フローセル、高圧電源
	イメージ機器及び光源	マイクロフォーカスＸ線源、Ｘ線シンチレータ、Ｘ線イメージインテンシファイア、マイクロチャンネルプレート、ＦＯＰ（ファイバオプティックプレート）、ストリーク管、重水素ランプ、キセノンランプ、水銀キセノンランプ、キセノンフラッシュランプ、ステルスダイシングエンジン（ＳＤＥ）、ＵＶ-ＬＥＤ光源、光源応用製品、静電気除去装置（フォトイオナイザ）、炎センサ（ＵＶｔｒｏｎ）
光半導体事業	光半導体素子	フォトダイオード（Si、GaAs、GaAsP、GaP）、ＡＰＤ（Si、InGaAs）、ＭＰＰＣ、フォトＩＣ、ＰＳＤ（位置検出素子）、赤外線検出素子（InGaAs、InAsSb、InSb、InAs、フォトンドラッグ、サーモパイル）、InGaAsイメージセンサ、ＣＣＤイメージセンサ、ＣＭＯＳイメージセンサ、アンプ付フォトダイオードアレイ、ＮＭＯＳイメージセンサ、Ｘ線フラットパネルセンサ、ＬＥＤ、ＬＣＯＳ-ＳＬＭ（空間光位相変調器）、ミニ分光器、フォトセンサアンプ、ＡＰＤ／ＭＰＰＣモジュール、距離センサ、イメージセンサ駆動回路・応用製品、光通信用デバイス、車載用デバイス、高エネルギー用特殊受光素子、放射線検出モジュール
画像計測機器事業	画像処理・計測装置	計測用デジタルＣＣＤカメラ、科学計測用ＣＭＯＳカメラ、ＴＤＩカメラ、Ｘ線ラインセンサカメラ、ストリークカメラ、蛍光寿命測定装置、マルチチャンネル分光器、量子収率測定装置、半導体故障解析装置、プラズマプロセスモニタ、厚み計測装置、膜厚計測装置、ライフサイエンス用イメージング・解析装置、ドラッグスクリーニングシステム、非侵襲脳内酸素モニタ、生体組織蛍光観察システム、病理デジタルスライドスキャナ
その他事業		半導体レーザー事業、ホテル事業等

⑻ 主要な営業所及び工場（平成28年９月30日現在）

ア．当社

事業所名	所在地	事業所名	所在地
本社事務所	浜松市中区	仙台営業所	仙台市青葉区
本社工場	浜松市東区	筑波営業所	茨城県つくば市
三家工場	静岡県磐田市	東京営業所	東京都港区
新貝工場	浜松市南区	中部営業所	浜松市中区
豊岡製作所	静岡県磐田市	大阪営業所	大阪市中央区
天王製作所	浜松市東区	西日本営業所	福岡市博多区
常光製作所	浜松市東区	中央研究所	浜松市浜北区
都田製作所	浜松市北区	筑波研究所	茨城県つくば市
東京支店	東京都港区	産業開発研究所	浜松市西区

イ．子会社

	会社名	所在地
国内	株式会社光素	静岡県磐田市
	高丘電子株式会社	浜松市中区
	浜松電子プレス株式会社	静岡県磐田市
	株式会社磐田グランドホテル	静岡県磐田市
海外	ホトニクス・マネージメント・コーポ	米国
	浜松光子学商貿（中国）有限公司	中国
	ハママツ・ホトニクス・ドイチュラント・ゲー・エム・ベー・ハー	独国
	ハママツ・ホトニクス・フランス・エス・ア・エール・エル	仏国
	ハママツ・ホトニクス・イタリア・エス・アール・エル	伊国
	台湾浜松光子学有限公司	台湾
	ハママツ・ホトニクス・ユー・ケイ・リミテッド	英国
	ハママツ・ホトニクス・ノルデン・エイ・ビー	スウェーデン
	ハママツ・ホトニクス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ベー・ハー	独国
	北京浜松光子技術股份有限公司	中国
	浜松光子学科学儀器（北京）有限公司	中国
	浜松光子医療科技（廊坊）有限公司	中国
	ハママツ・コーポレーション	米国

⑼ 従業員の状況（平成28年９月30日現在）

事業区分	従業員数
電子管事業	1,836名
光半導体事業	1,271
画像計測機器事業	506
その他事業	331
全社（共通）	648
合計	4,592

（注）1. 従業員数は就業人員数です。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業区分に属さない管理部門等に所属しているものであります。

⑽ 主要な借入先及び借入額（平成28年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,000百万円
株式会社りそな銀行	2,488
株式会社静岡銀行	1,391

⑾ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年９月30日現在）

株式の状況

ア．発行可能株式総数　　500,000,000株
イ．発行済株式の総数　　167,529,968株（自己株式9,945,153株を含む）
ウ．株主数　　27,996名
エ．大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,803,000株	5.6%
トヨタ自動車株式会社	8,400,000	5.3
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	7,464,933	4.7
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	5,932,792	3.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,713,100	3.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口９)	5,695,100	3.6
浜松ホトニクス従業員持株会	5,173,069	3.3
野村信託銀行株式会社（投信口）	2,976,900	1.9
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン スペシャル アカウント ナンバー ワン	2,438,149	1.5
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー ５０５２２５	2,193,006	1.4

（注）1. 当社は、自己株式9,945,153株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 当社は、平成28年５月27日開催の取締役会におきまして、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。
ア．取得対象株式の種類：当社普通株式
イ．取得した株式の総数：3,470,000株
ウ．株式の取得価額の総額：9,999,906,500円
エ．取得した期間：平成28年５月30日から平成28年７月13日まで
オ．取得理由：経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主還元策の一環として取得いたしました。
なお、当該自己株式の取得にあたり、取締役会長晝馬輝夫氏が保有していた当社株式の一部（1,000,000株）を東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT－３）により取得いたしました結果、取締役会長晝馬輝夫氏は、上記大株主には該当しないこととなりました。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。また、表示単位未満は四捨五入しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

⑴ 取締役及び監査役の状況（平成28年９月30日現在）

氏　名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
畫馬　輝夫	取締役会長	
畫馬　明	代表取締役社長	（注）1.
大塚　治司	代表取締役副社長	
山本　晃永	代表取締役専務取締役	固体事業部長
竹内　純一	代表取締役専務取締役	電子管事業部長
飯田　等	常務取締役	システム事業部長
鈴木　賢次	常務取締役	電子管事業部長代理
武村　光隆	常務取締役	固体事業部長代理
原　勉	常務取締役	中央研究所長
吉田　堅司	常務取締役	事務部門統括
嶋津　忠彦	取締役	管理部長
伊勢　清貴	取締役	トヨタ自動車株式会社　専務役員 株式会社東海理化電機製作所　社外監査役
鳥山　尚史	取締役	営業本部副本部長兼国内統括部長
小館　香椎子	取締役	株式会社Photonic System Solutions 代表取締役 日本女子大学　名誉教授
森　和彦	常勤監査役	
水島　廣	常勤監査役	
浜川　雅春	監査役	
槇　祐治	監査役	トヨタ自動車株式会社　常務役員

（注）1. 代表取締役社長畫馬　明氏の重要な兼職の状況は次のとおりであります。

法人名	法人における地位
ホトニクス・マネージメント・コーポ	取締役社長
ハママツ・コーポレーション	取締役
公益財団法人光科学技術研究振興財団	理事長
一般財団法人浜松光医学財団	理事長
学校法人光産業創成大学院大学	理事長

2. 取締役伊勢清貴氏及び取締役小館香椎子氏は、社外取締役であります。
3. 監査役浜川雅春氏及び監査役槇　祐治氏は、社外監査役であります。
4. 取締役伊勢清貴氏、取締役小館香椎子氏、監査役浜川雅春氏及び監査役槇　祐治氏につきましては、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として、東京証券取引所に対して届出をしております。

5. 平成27年12月18日開催の第68期定時株主総会で取締役が全員改選され、それぞれ就任いたしました。取締役の異動は、重任を除き次のとおりであります。
   就任　取締役　鳥山　尚史
   就任　取締役　小館　香椎子
   退任　取締役　内山　博文
   退任　取締役　小池　隆司
6. 平成27年12月18日開催の取締役会で代表取締役、役付取締役を選定し、それぞれ就任いたしました。なお、代表取締役、役付取締役は全員重任いたしました。
7. 常勤監査役森　和彦氏は、株式会社りそな銀行における長年の経験に加え、当社財務部長として経理・財務業務に従事するなど、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。
8. 監査役浜川雅春氏は、株式会社東京銀行及び株式会社東京三菱銀行（いずれも現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。

⑵ 取締役及び監査役の報酬等の額

ア．当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額	摘　要
取締役	16名	458百万円	（うち社外２名　8百万円）
監査役	４名	47百万円	（うち社外２名　8百万円）
合計	20名	505百万円	

（注）1. 取締役の報酬額は、平成24年12月20日開催の第65期定時株主総会において、使用人分の給与は含まず月額55百万円以内（うち社外取締役１百万円以内）と決議させていただいております。
2. 監査役の報酬額は、平成24年12月20日開催の第65期定時株主総会において月額６百万円以内と決議させていただいております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 上記の取締役の支給人員数には、平成27年12月18日付で退任した取締役２名を含んでおります。

イ．当事業年度に支払った退職慰労金

平成24年12月20日開催の第65期定時株主総会における退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給決議に基づき、当事業年度中に支払った退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役　２名　64百万円

（上記金額は、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額として開示済みであります。）

⑶ 社外役員の状況

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏　　名	重　要　な　兼　職　の　状　況
伊　勢　清　貴 （社外取締役）	トヨタ自動車株式会社　専務役員 株式会社東海理化電機製作所　社外監査役
小　館　香椎子 （社外取締役）	株式会社Photonic System Solutions　代表取締役 日本女子大学　名誉教授
槇　　祐　治 （社外監査役）	トヨタ自動車株式会社　常務役員

（注）1．トヨタ自動車株式会社は、当社発行済株式総数（自己株式を除く）の5.3％を有する株主であります。また、当社は、同社及び株式会社東海理化電機製作所との間で製品の売買取引等を行っております。

2．当社と株式会社Photonic System Solutionsとの間には特別の利害関係はありません。

イ．主な活動状況

氏　　名	取締役会及び監査役会における発言の状況等
伊　勢　清　貴 （社外取締役）	主に企業経営などの分野における豊富な経験と高い見識に基づき、発言及び助言を行っております。なお、取締役会は16回中16回出席しております。
小　館　香椎子 （社外取締役）	大学教授としての豊富な専門知識と企業経営の経験に基づき、発言及び助言を行っております。なお、取締役会は就任後開催の13回中11回出席しております。
浜　川　雅　春 （社外監査役）	銀行業務の経験を活かし、業務管理、財務会計システムなどを含め、経営全般について発言及び助言を行っております。なお、取締役会は16回中16回、監査役会は７回中７回出席しております。
槇　　祐　治 （社外監査役）	主に財務及び会計に関する観点から、発言及び助言を行っております。なお、取締役会は16回中16回、監査役会は７回中７回出席しております。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、定款に基づき、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

⑵ 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	金　　額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	60百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

（注）1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ 連結子会社の監査

当社の連結子会社におきまして、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けているもののうち、重要なものは次のとおりであります。

法　人　名
ハママツ・コーポレーション
ハママツ・ホトニクス・ドイチュラント・ゲー・エム・ベー・ハー

⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当する場合は、監査役全員の同意による監査役会の決議により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において解任の旨及びその理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、当社監査役会は、その事実に基づき検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、その旨を株主総会の目的とすることを取締役会に請求いたします。

⑸ 会計監査人が受けた過去２年間の業務停止処分に係る事項

当社の会計監査人であります新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日付で金融庁より平成28年１月１日から同年３月31日までの３ヶ月間の「契約の新規の

締結に関する業務の停止」及び「業務改善命令」の処分を受けました。同監査法人は、平成28年１月29日に金融庁に業務改善計画を提出し、受理されております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制

取締役会において決議した事項の概要は次のとおりであります。

【企業経営としての全社的取組基本方針】

●企業は従業員の行動に基づき行われるものである。従って、人づくりを図り、健全で信頼される会社として成長・発展する体制を構築する。

●一人ひとりが責任・職務・認識をもって、日々の仕事を通じて研鑽し、新しい知識の吸収、情報の正しい伝達、正しい行動をする企業風土を醸成する。

⑴ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の企業倫理及びコンプライアンスに関する基本的な考え方を明確にして全社員に周知を図る。

取締役会のほか、代表取締役を長とし取締役・監査役及び部長クラス以上の役職者が出席する「常務会」を定例的に開催し、随時課題の報告・検討をすることによりガバナンスの強化を図る。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役会、常務会、その他重要な各会議の議事録を作成して保管する。

② 情報は、ＩＴ化を進め、閲覧が容易な状態で保管する。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

情報セキュリティ、品質、環境、災害、輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれ責任部署を定め、規定・ガイドラインの作成、研修・教育等を実施する。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会規則の下、定時取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督等を行う。また、理事職制度の制定により、取締役会出席権限（議決権は無し）を付与することで、取締役会の活性化、意思伝達の迅速化

を図る。
② 常務会規定の下、取締役及び監査役に加えて、部長クラス以上の役職者が出席する常務会を定例的に開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項を多面的に検討し、直接関係者に説明、指示することで、業務執行の迅速化、効率化を図るとともに、役員及び幹部社員における情報の共有化を図る。さらに、その他諸会議を通じて、その他の社員に対する情報の伝達等も行う。
③ 組織規定、業務分掌規定、職務権限規定を整備し、責任と権限を明確にする。
④ 予算執行状況及び業績動向を把握するため、予算委員会の設置により、進捗状況とその対応について検討する。
⑤ 従業員の安全衛生、コンプライアンス意識等の向上を図るため、入社時、管理職登用時を始めとして、随時教育を行う。
⑥ 内部情報の開示については、正確かつ適時に対応する体制を整える。
⑦ 個人情報の管理については、個人情報管理指針の下に各種ガイドラインを定めて対応する。
⑧ 反社会的勢力排除の基本方針を明確にして、社内に周知徹底する。
⑨ 内部統制監査規定の下、財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

⑸ 当社グループ（当社及び連結子会社をいう）における業務の適正を確保するための体制

① 国内外の連結対象子会社については、原則として各社の自主性を尊重しつつ、統括する責任部署を定める。そして、連結対象子会社の規模や業態をふまえて、以下のような対応をする。
ア．国内連結対象子会社においては、当社取締役又は幹部社員を子会社の取締役として派遣することで、当社の方針に沿った業務執行を行うと共に、業務執行の監督をする。また、監査役には当社の取締役又は幹部社員を派遣することで、リスクの回避に努める。
イ．海外連結対象子会社においては、上記アに加えて、経営に関する意思統一のために海外連結対象子会社の責任者を集めて報告・協議を定期的に行う。また、必要に応じて担当者を出向させ、もしくは現地に赴いて情報を入手する。
② 国内外の連結対象子会社は、当社に対して定期的に業績等の報告をするものとし、当社グループ間における協調を促進するために、必要に応じて連絡会議等を開催して意思の疎通を図るものとする。

③　国内外の連結対象子会社におけるリスクについては、当社の責任部署を窓口として、規模や業態に応じてリスク情報の共有、各種規定等の周知・作成、研修・教育等を実施することで対応する。
④　連結利益計画は、当社と連結対象子会社との間で情報の共有を図りつつ、これを策定する。
⑤　当社グループにおけるコンプライアンスの向上に向けて、ＣＳＲ基本方針、企業行動規範について、連結対象子会社への周知を図る。

⑹　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が監査を補助すべき人員を求めた場合、当社従業員の中から人数、具備すべき能力等について監査役会の要望を尊重して任命する。

⑺　前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該従業員は、監査役会専任として監査役会の定めた基準に従って行動し、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。また、業務の執行に係る役職、他部署の使用人を兼務しない。

⑻　当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員（連結対象子会社の取締役、監査役及び使用人等を含む）は当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、すみやかに適切な報告を行う。

また、法令もしくは定款に違反する行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに監査役または監査役会に対して報告を行うものとする。

⑼　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いはしない。

⑽　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑾　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が会計監査人、内部統制監査部門、内部監査部門、子会社取締役及び監査役、監査補助員等からの適切な報告体制と連携、情報共有を踏まえ、業務監査・会計監査等のために実効的な監査活動を行うことを保証する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

①　取締役の職務の執行に関して

コーポレートガバナンスに関する基本方針を策定し、当社ホームページ上にて開示しております。また、企業倫理及びコンプライアンスに関する基本的な考え方及びＣＳＲ基本方針、企業行動規範について、社内ホームページ及び各種教育を通じて周知をしております。さらに、公益通報規定を制定し、コンプライアンス体制の強化を図っております。

また、取締役に対して、期待される役割・責務を果たす上で必要となる知識の習得や向上の機会を継続的に提供しております。

一方、常務会規定の下、取締役及び監査役に加えて部長クラス以上の役職者が出席する「常務会」を毎週1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項を多面的に検討し、かつ随時課題の報告・検討をしております。なお、常務会議事録は全て作成・保管しております。

②　損失の危険の管理に関して

地震等の災害に備えた事業継続計画を策定し訓練などを通じた見直しを継続的に行っております。情報セキュリティ、品質、環境、災害、輸出管理等に係るリスクについては、各責任部署において教育等を実施しております。

③　使用人の職務の執行に関して

「常務会」を毎週1回開催し、幹部社員に対して、当社グループの経営方針、企業風土との整合性を含めた様々な議論を通じた情報の伝達等を行っております。また、毎月1回全管理職による会議を開催し、経営サイドからの報告を行うとともに、経営者自らの言葉で情報発信をして情報共有に努めております。

④　当社グループにおける業務の適正確保に関して

連結子会社を含めた業務の適正を確保するため、関係会社管理規定を見直し、当社グループ全体のリスク管理体制の構築及び法令順守の徹底を図っております。さらに、連結子会社に役職員を派遣又は出向等させることに加え、国内連結対象子会社においては必要に応じて月次で情報交換を行い、海外連結対象子会社においては責任者を一堂に会したミーティングを実施しております。

また、当社グループにおけるコンプライアンスの向上に向けて、ＣＳＲ基本方針、企業行動規範について、連結対象子会社への周知を図っております。

⑤　監査・監督が実効的に行われることを確保するための体制に関して

監査役による監査の実効性を高めるため、必要に応じて取締役会提出資料の内容について事前に監査役と協議をしております。また、社外取締役及び社外監査役による監査・監督の実効性を高めるため、定時取締役会の決議事項に係る資料を事前送付し、必要な情報提供と説明の機会を設けております。

（注）本事業報告の金額の記載につきましては、表示単位未満を切捨てて表示してあります。

連結貸借対照表

（平成28年９月30日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**140,508**	**流動負債**	**31,876**
現金及び預金	74,503	支払手形及び買掛金	4,580
受取手形及び売掛金	27,916	電子記録債務	8,880
有価証券	1,000	短期借入金	2,183
商品及び製品	7,554	1年内返済予定の長期借入金	218
仕掛品	16,248	未払法人税等	2,019
原材料及び貯蔵品	6,241	賞与引当金	3,613
繰延税金資産	3,239	その他	10,380
その他	3,993	**固定負債**	**15,707**
貸倒引当金	△188	長期借入金	6,844
固定資産	**76,792**	繰延税金負債	182
有形固定資産	**64,292**	退職給付に係る負債	7,118
建物及び構築物	29,231	その他	1,561
機械装置及び運搬具	10,070	**負債合計**	**47,583**
工具、器具及び備品	3,762	**純資産の部**	
土地	16,406	**株主資本**	**172,800**
リース資産	195	資本金	34,928
建設仮勘定	4,625	資本剰余金	34,672
無形固定資産	**1,463**	利益剰余金	119,259
投資その他の資産	**11,036**	自己株式	△16,059
投資有価証券	2,446	**その他の包括利益累計額**	**△3,637**
投資不動産	292	その他有価証券評価差額金	455
繰延税金資産	6,638	為替換算調整勘定	△2,921
その他	1,678	退職給付に係る調整累計額	△1,170
貸倒引当金	△19	**非支配株主持分**	**553**
		純資産合計	**169,716**
資産合計	**217,300**	**負債純資産合計**	**217,300**

連結損益計算書

（自　平成27年10月１日
至　平成28年９月30日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**121,852**
売上原価		**60,807**
売上総利益		**61,044**
販売費及び一般管理費		**40,500**
営業利益		**20,544**
営業外収益		
受取利息	237	
受取配当金	40	
固定資産賃貸料	77	
投資不動産賃貸料	79	
持分法による投資利益	57	
その他	328	**821**
営業外費用		
支払利息	97	
不動産賃貸費用	65	
為替差損	1,115	
その他	36	**1,314**
経常利益		**20,050**
特別利益		
固定資産売却益	31	
補助金収入	781	**813**
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	71	
固定資産圧縮損	707	
投資有価証券評価損	0	**783**
税金等調整前当期純利益		**20,080**
法人税、住民税及び事業税	5,294	
法人税等調整額	318	**5,612**
当期純利益		**14,467**
非支配株主に帰属する当期純利益		**47**
親会社株主に帰属する当期純利益		**14,419**

貸借対照表

（平成28年９月30日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**108,320**	**流動負債**	**25,511**
現金及び預金	48,441	支払手形	82
受取手形	4,178	電子記録債務	8,880
売掛金	25,617	買掛金	4,600
有価証券	1,000	リース債務	63
商品及び製品	2,569	未払金	2,326
仕掛品	15,899	未払費用	901
原材料及び貯蔵品	5,786	未払法人税等	1,583
繰延税金資産	1,778	前受金	9
未収入金	2,702	預り金	162
その他	379	賞与引当金	3,303
貸倒引当金	△32	設備関係電子記録債務	1,804
固定資産	**75,699**	従業員預り金	1,766
有形固定資産	**56,210**	その他	24
建物	23,077	**固定負債**	**12,515**
構築物	1,726	長期借入金	6,000
機械及び装置	9,288	リース債務	72
車両運搬具	28	退職給付引当金	5,019
工具、器具及び備品	2,944	資産除去債務	147
土地	14,458	その他	1,275
リース資産	122	**負債合計**	**38,027**
建設仮勘定	4,564	**純資産の部**	
無形固定資産	**955**	**株主資本**	**145,537**
特許権	348	**資本金**	**34,928**
ソフトウエア	589	**資本剰余金**	**34,636**
その他	16	資本準備金	34,636
投資その他の資産	**18,534**	**利益剰余金**	**92,027**
投資有価証券	1,522	利益準備金	695
関係会社株式	8,346	その他利益剰余金	91,332
出資金	1	特別償却準備金	18
関係会社出資金	1,414	配当準備積立金	4,500
繰延税金資産	6,112	別途積立金	71,600
投資不動産	129	繰越利益剰余金	15,213
その他	1,026	**自己株式**	**△16,055**
貸倒引当金	△19	**評価・換算差額等**	**455**
		その他有価証券評価差額金	**455**
資産合計	**184,019**	**純資産合計**	**145,992**
		負債純資産合計	**184,019**

損　益　計　算　書

（自　平成27年10月 1 日
至　平成28年 9 月30日）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売　上　高		**101,786**
売 上 原 価		**60,272**
売　上　総　利　益		**41,513**
販売費及び一般管理費		**27,850**
営　業　利　益		**13,663**
営業外収益		
受　取　利　息	38	
受　取　配　当　金	1,954	
投資不動産賃貸料	27	
為　替　差　益	1	
雑　収　入	303	**2,325**
営業外費用		
支　払　利　息	50	
不動産賃貸費用	49	
雑　損　失	35	**134**
経　常　利　益		**15,854**
特別利益		
固定資産売却益	19	
補　助　金　収　入	728	**747**
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	58	
固定資産圧縮損	657	
投資有価証券評価損	0	**718**
税引前当期純利益		**15,883**
法人税、住民税及び事業税	3,619	
法　人　税　等　調　整　額	341	**3,961**
当　期　純　利　益		**11,922**

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年11月２日

浜松ホトニクス株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　滝口隆弘　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　相澤範忠　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、浜松ホトニクス株式会社の平成27年10月１日から平成28年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、浜松ホトニクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年11月２日

浜松ホトニクス株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　滝口隆弘　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　相澤範忠　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、浜松ホトニクス株式会社の平成27年10月１日から平成28年９月30日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年10月１日から平成28年９月30日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し以下の通り報告致します。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月４日

浜松ホトニクス株式会社　監査役会

常勤監査役　森　和彦　㊞

常勤監査役　水島　廣　㊞

社外監査役　浜川　雅春　㊞

社外監査役　槇　祐治　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分の件につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1.　期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元策といたしましては、配当による成果の配分を第一に考えております。そのため当社は、長期的な展望に基づく企業収益力の充実・強化を図ることにより１株当たり利益の継続的な増加に努め、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30％を目処に、配当の安定的な増加に努めることを配当政策の基本方針としております。

一方で、光のリーディングカンパニーとして高い技術力による競争力を維持するため、長期的な企業価値の拡大に向けた研究開発及び光産業創成のための成長投資は必要不可欠であると考えております。そして、そのための研究開発投資や設備投資に備えた一定水準を自己資金で確保しておくことが重要であると認識しております。加えて、地震等の自然災害に備えた自己資金等も勘案して、当社は内部留保を高水準に維持しておりますが、これらの資金は将来の競争力の高い製品の開発のための事業投資により、さらなる企業価値の向上に寄与するものと認識しております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針及び業績等諸般の状況を総合的に勘案し、１株につき17円とさせていただきたいと存じます。これにより、既にお支払いしております中間配当金（１株につき17円）を加えました年間の配当金は１株につき34円となります。

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金17円　　総額2,678,941,855円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成28年12月19日

2.　その他の剰余金の処分に関する事項

将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

⑴　増加する剰余金の項目及びその額
　　別途積立金　　7,000,000,000円

⑵　減少する剰余金の項目及びその額
　　繰越利益剰余金　7,000,000,000円

第２号議案　監査役４名選任の件

監査役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	森（もり）　和彦（かずひこ） （昭和31年12月11日生）	昭和54年４月　株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 平成21年７月　株式会社りそな銀行渋谷エリア営業第一部長 平成23年７月　当社出向 当社財務部長 平成24年12月　当社常勤監査役就任（現任）	1,300株
	【監査役候補者とした理由】 森　和彦氏は、株式会社りそな銀行における長年の経験に加え、当社財務部長として経理・財務業務に従事するなど、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。また、当社のコンプライアンス体制の構築を含めた取締役の職務執行の監査を適切に遂行しております。その豊富な知見を当社の監査に活かしていただきたいため、引続き当社監査役としての選任をお願いするものであります。		
2	水島（みずしま）　廣（ひろし） （昭和24年７月28日生）	昭和47年３月　当社入社 平成20年４月　当社システム事業部長代理 平成26年７月　当社退社 平成26年12月　当社常勤監査役就任（現任）	38,324株
	【監査役候補者とした理由】 水島　廣氏は、当社システム事業部長代理を歴任しており、会社の事業全般における豊富な業務経験を有しております。その豊富な知見を製造業である当社の監査役として有効に活用していただくため、引続き当社監査役としての選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>槇（まき）　祐治（ゆうじ）
（昭和33年１月31日生）
社外 独立</td><td>昭和56年４月　トヨタ自動車販売株式会社（現 トヨタ自動車株式会社）入社
平成20年１月　同社経理部主査
平成24年12月　当社社外監査役就任（現任）
平成27年４月　トヨタ自動車株式会社常務役員（現任）
（重要な兼職の状況）
トヨタ自動車株式会社　常務役員</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外監査役候補者とした理由】
槇　祐治氏は、グローバル企業であるトヨタ自動車株式会社における長年の勤務を通じて、豊富な業務経験と知見を有しております。これらの見識、経験を当社の監査に反映していただくため、引続き当社社外監査役としての選任をお願いするものであります。
【当社の監査役としての在任期間】
槇　祐治氏の監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。
【取締役会及び監査役会への出席状況】
槇　祐治氏は、当期中に開催された取締役会16回中16回、監査役会７回中７回に出席しております。
【独立性に関する事項】
当社は、槇　祐治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合には、引続き独立役員となる予定です。当社はトヨタ自動車株式会社との間で電子機器の販売等の取引関係がありますが、同社との取引規模は年間56百万円（当社の連結売上高の0.05％）と僅少であるため、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。
【責任限定契約の概要】
当社は、槇　祐治氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任について承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>佐野三郎（さの　さぶろう）
（昭和24年５月24日生）
新任　社外　独立</td><td>昭和48年４月　株式会社東京銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行
平成16年５月　株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）常務執行役員就任
平成20年６月　株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ代表取締役専務取締役就任（平成22年退任）
平成22年６月　東銀リース株式会社代表取締役社長就任
平成25年６月　同社代表取締役会長就任（平成28年6月退任）
平成28年６月　三菱プレシジョン株式会社社外監査役就任（現任）
（重要な兼職の状況）
三菱プレシジョン株式会社　社外監査役</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外監査役候補者とした理由】
佐野三郎氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を当社の監査に活かしていただきたいため、当社社外監査役としての選任をお願いするものであります。
【独立性に関する事項】
当社は、佐野三郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。同氏は株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）の常務執行役員及び株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの代表取締役専務取締役を歴任しており、現在、当社は同行に対する借入金があります。ただし、同氏は同社の代表取締役を平成22年5月に、専務取締役を同年６月に退任して既に６年が経過しており、同行からの借入金は3,000百万円（当社の連結総資産の1.4%）と僅少であります。また、当社は三菱プレシジョン株式会社との間で電子機器の販売等の取引関係がありますが、同社との取引規模は年間98万円（当社の連結売上高の0.001%）と僅少であります。なお、当社は東銀リース株式会社との取引はありません。これより、当社といたしましては、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。
【責任限定契約の概要】
当社は、佐野三郎氏の選任について承認された場合には、同氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。</td></tr>
</table>

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 槇　祐治氏及び佐野三郎氏は、社外監査役候補者であります。

以　上

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて

1. 電磁的方法（インターネット等）をご利用される皆様へ

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

① 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.web54.net）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。また、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。

② 電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。なお、パスワードは一定回数以上間違えますとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、議決権行使サイトの画面の案内にしたがってお手続きください。

③ 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、株主総会前日の平成28年12月15日（木曜日）の午後５時までに行使されますようお願いいたします。

④ 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

⑤ 電磁的方法（インターネット等）と議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、電磁的方法（インターネット等）の行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

⑥ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使に関するお問合せ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
電話　0120（652）031　受付時間　9：00～21：00

2. 機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

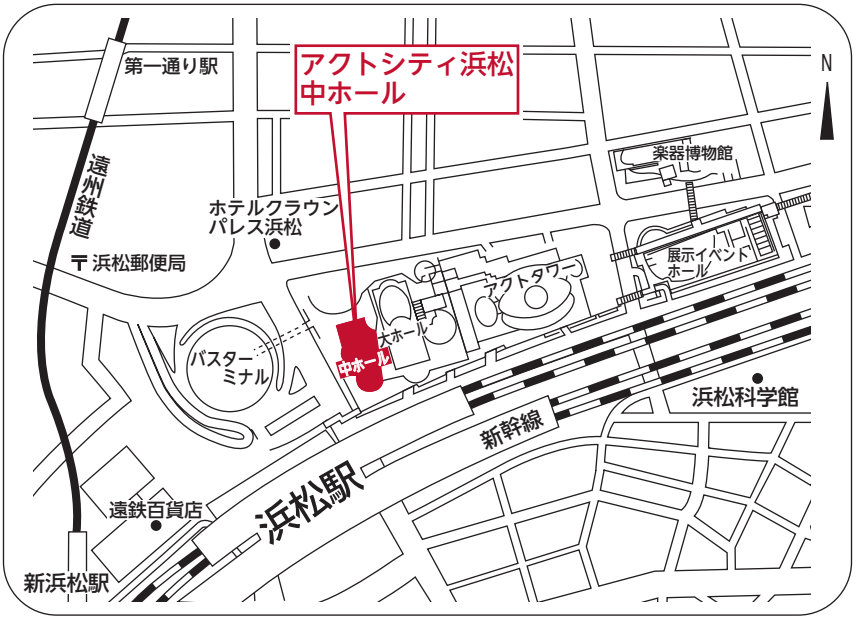
MEMO

MEMO

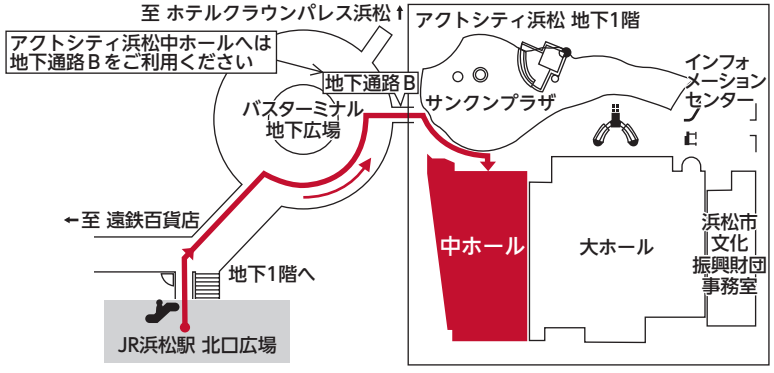
MEMO

株主総会会場ご案内図

会場　静岡県浜松市中区板屋町111番地の１
アクトシティ浜松　中ホール
交通　ＪＲ浜松駅北口より徒歩５分（ＪＲ浜松駅前・バスターミナル地下広場からのアクトシティ地下通路Ｂが便利です。）



○浜松駅北口からアクトシティ浜松中ホール入り口までのご案内



UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK

FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080